

京 支 援 発 第 102 号
平成 20 年 10 月 23 日

第三者評価機関申請予定団体 御中

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構
会長 永 和 良 之 助
(公 印 略)

介護サービス第三者評価事業「評価機関」の募集のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本支援機構事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府内における第三者評価を推進するため、平成 17 年 10 月に本支援機構を設立し、介護・福祉サービス事業者の「サービスの質の向上」への取組みを促進するとともに、利用者のサービス選択を支援することを目的に、関係団体・行政等と協働して第三者評価事業を推進しております。

介護サービス第三者評価事業の適正な実施、第三者評価の公正性・透明性並びに介護保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することを目的として、京都府において「介護サービス第三者評価機関認定要綱」が定められました。

つきましては、上記「認定要綱」にもとづき、介護サービス第三者評価事業における「評価機関」の募集を行ないます。「評価機関」の申請を希望されます場合は、別紙「介護サービス第三者評価機関認定要綱」の内容等ご参照いただき、「評価機関認定申請書」を作成の上、支援機構宛に申請いただきますようお願いいたします。

なお、評価機関認定の要件となる介護サービス評価調査者の養成研修については、12 月からの実施を予定しております。要綱が決まり次第ご案内いたします。

記

(1) 介護サービス第三者評価事業における「評価機関」の募集について

○募集期間 平成 20 年 10 月 31 日 (金) ~ 11 月 28 日 (金)

○応募資格

- ・ 法人格を有すること。
- ・ 第三者評価を的確に行なうに足りる知識及び技能並びに人員（養成研修を修了した専任の調査者 2 名以上）を有すること。等

※その他、応募に際しての要件がありますので、別紙「介護サービス第三者評価機関認定要綱」の内容をご参照ください。

※ 「評価機関認定申請書」にもとづき、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の「認定・公表委員会」において審査し、京都府が認定を行ないます。

○応募方法 「評価機関認定申請書」を作成の上、支援機構宛に申請願います。

申請に必要な様式については、支援機構ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.kyoto-hyoka.net>

→ 評価機関の方へ → 書類様式ダウンロード→ 介護サービス事業所 → 評価機関
認定申請書(新規申請用)

(2) 平成20年度介護サービス評価調査者養成研修について

○日程 平成20年12月～平成21年1月予定

○日数 4日間（実習含む）

※「評価機関」の応募資格には「評価機関が設置する評価調査チームに専任する2人以上の評価調査者を置くこと。」と定められています。従いまして評価機関新規申請の際、介護サービス評価調査者養成研修の受講が必要となりますのでご注意ください。

※今回の評価機関の申請にあたっては、評価調査者については「予定」としてご記入下さい。

※評価調査者養成研修を受講されても、「評価機関」として申請内容の審査の結果、「評価機関」として要件に満たず、認定されない場合もあります。

(3) お問い合わせ・申込先

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋根町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都5階

京都府社会福祉協議会 総務課 神戸・甚田

tel:075-252-6291 / fax:075-252-6310